

## 旅行条件書（手配旅行条件書）

ケーツアーズ サテライトオフィス  
JATA 日本旅行業協会 協力会員

旅行条件書は、旅行業第12条の4に定めるところによる取引条件説明書面及び、同法第12条の5に定める契約書面の一部です。

### ■旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 弊社は電話、Eメールによる旅行のお申し込みを受付けます。  
航空券予約、ホテル予約、及びそれらに付随する旅行商品を手配する場合は、予約確認書と旅行代金明細、ご利用条件をお知らせします。その際予約期限と締切時刻をご案内しますので、その時点で旅行契約の成立とさせていただきます。
- (2) ビザ申請代行につきましては手続きに着手した時点で代行契約の成立と致します。

### ■航空券、宿泊券、利用券、のお渡し方法

- (1) Eメール送信でお渡し完了する場合  
航空券、クーポン、バウチャー類につきましては、Eメール添付送信を持ってお渡し完了とします。
- (2) Eメール受信の環境がないお客様には、郵送、FAX等でお渡しで完了とします。
- (3) 緊急発券の場合は航空券番号を電話でお伝えして完了する場合があります。

### ■フライト予約の付随サービスについて

- (1) 航空会社の座席事前指定は、ご希望に添って行いますが、空席事情、発券時期によりご希望に添えない場合があります。
- (2) お客様のマイレージ会員番号は事前にお申し出をいただく事でフライト予約に入力しますが、マイルの加算につきましてはお客様ご自身で管理をお願いします。  
マイルの加算もれが生じた場合、弊社は責任を負いかねます。
- (3) より良いサービスのためにマイレージ番号の確認、または入会をご案内する場合があります。（希望便が空席待ち状態の時）

### ■パスポートの受け渡し方法

- (1) パスポートは貴重品扱いをお願いします。
- (2) 配達日時が指定でき且つ、郵送追跡システムのある郵送手段での発送をお願いします。
- (3) 弊社からも同様システムを使用してお届けします。  
その際の送料実費を申し受けます。

### ■旅行傷害保険について

ご出発の当日まで申し込みを受け付けます。  
急な渡航で保険証券のお渡しに間に合わない時は、コピーをEメールでお渡しします。  
証券原本は指定先に郵送でのお届けとなります。

### ■お支払い方法について

- (1) 請求書に従い、所定の期日までに旅行代金をお支払い下さい。  
旅行費用又は取消料の一部に充当させていただきます。
- (2) 法人契約のあるお客様は旅行後の後払いを承っております。
- (3) 旅行後の後払いをご希望で契約のない法人様はご相談下さい。
- (4) 個人渡航の場合は発券前のお支払いをお願いします。
- (5) クレジットカード払いをご希望の場合は事前にお申し出下さい。  
券種や金額により別途手数料を申し受ける場合があります。

### ■契約の変更・取消について

- (1) 割引航空券、正規割引航空券、宿泊機関、その他旅行商品の変更・取消については購入前に利用条件をご案内します。
- (2) 取消・変更料金は、航空会社、宿泊機関、その他の当該機関に対して支払う手数料とは別に弊社取扱手数料を申し受けます。
- (3) お客様から発券後の変更、取消を申し出た日時により、手数料が異なる場合があります。ご連絡が営業時間外の場合また航空会社、宿泊機関、その他の利用機関の営業時間外の場合は翌営業日扱いでの対応となりますのでご了承ください。
- (4) お客様からの取消の申し出が搭乗便の出発時刻を過ぎている場合、払い戻しは致しません。（一部可能な商品もあります）
- (5) 旅行サービス提供を受ける当日の取消は払い戻し致しません。
- (6) ご旅行代金の返金は航空会社、宿泊機関、当該手配関係機関の定める取扱料、変更料の他、弊社規定の変更料・取消料を差し引きご返金致します。（別紙旅行業務取扱料金表参照）

### ■責任および免責（当社の責任と損害の補償）

- (1) 弊社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害をあたえたときは、その損害を賠償する責に任じます。
- (2) お客様が、次に例示するような事由により損害を被られた場合は、原則として当社では責任を負いません。ただし弊社または手配代行者の故意または過失の証明がされたときは、この限りではありません。
- (3) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- (4) 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災のために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- (5) 日本もしくは外交官公署の命令、外国の出入国規制もしくはは伝染病による隔離またこれらの為に生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- (6) 自由行動中の事故・食中毒・盗難・運送機関の遅延・不通・旅行サービス提供機関争議行為またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- (7) ビザ申請の際、各領事部の事情による発給の遅れ、申請の却下、申請内容に虚偽の申告があった場合、弊社は責任を負いません。またビザ代行料の返金は致しません。
- (8) お客様の責任  
お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、損害賠償を申し受けます。